

第 1 章 総 則

1. 用語

この手引きにおいて使用する次の用語の読み替えは、次のとおりとします。

「法」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）
「政令」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 4 3 年政令第 1 4 号）
「規則」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和 4 3 年通商産業省令第 1 4 号）
「経済産業省」	経済産業省
「中部近畿産業保安監督部」	愛知県・岐阜県・三重県・富山県・石川県の 5 県を所管する ※ 中部近畿産業保安監督部近畿支部（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）もその一部 ※ 長野県は、関東東北産業保安監督部の所管
「振興局」	振興局長（振興局に置かれる事務所長を含む。）
「市町村」	権限移譲された市町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含み、一部事務組合又は広域連合を構成する市町村長及び事務を他の市町村長に委託した市町村長を除く。）
「消防長」	販売所、貯蔵施設等の所在地を管轄する消防長

2. 申請手数料

申請手数料の納付方法は、市町村によって異なります。担当官に確認の上納付してください。

県に申請する際の申請手数料は、岐阜県収入証紙を申請書上部の余白、又は、収入証紙納付書に貼付してください。

手 数 料 の 名 称	区 分	金 額
1 液化石油ガス販売事業登録申請手数料		31,000円
2 液化石油ガス販売事業者登録簿原本交付手数料		630円
3 液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料		460円
4 保安業務認定申請手数料		6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額と34,000円とを合計した額
5 保安業務認定更新申請手数料		6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額と14,000円とを合計した額
6 保安業務一般消費者等数増加認可申請手数料		6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額と20,000円とを合計した額
7 保安確保機器設置等認定申請手数料	イ 一般消費者等の数が1,000戸未満のもの	55,000円
	ロ 一般消費者等の数が1,000戸以上10,000未満のもの	80,000円
	ハ 一般消費者等の数が10,000戸以上のもの	98,000円
8 貯蔵施設等設置許可申請手数料		21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
9 貯蔵施設等変更許可申請手数料		17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
10 貯蔵施設等設置完成検査手数料		31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とを合計した額
11 貯蔵施設等変更完成検査手数料		24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に変更に係る完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とを合計した額
12 充てん設備許可申請手数料		28,000円に充てん設備の数を乗じて得た額
13 充てん設備変更許可申請手数料		19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
14 充てん設備完成検査手数料		36,000円に充てん設備の数を乗じて得た額
15 充てん設備変更完成検査手数料		27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
16 充てん設備保安検査手数料		27,000円に保安検査する充てん設備の数を乗じて得た額

3. 申請書類等の提出先等

(1) 申請書類等の提出は、販売所等の所在地を管轄する振興局又は権限移譲済み市町村となります。

① 次の場合は、管轄する権限移譲済み市町村に提出してください。

- a. 1つの権限移譲済み市町村（一部事務組合や事務委任等で複数の権限移譲済み市町村の事務を行っている場合は当該複数の市町村を1つの権限移譲済み市町村とみなす。以下、同じ。）内にのみ販売所を有する販売事業者
- b. 1つの権限移譲済み市町村内に存する販売所に係る一般消費者等の保安業務のみを行う保安機関
- c. 権限移譲済み市町村に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者
- d. 権限移譲済み市町村に設置される貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備及び権限移譲済み市町村内で行われる特定液化石油ガス設備工事

② 次の場合は、管轄する振興局に提出してください。

- a. 2以上の市町村の管轄区域内に販売所等を設置する（している）販売事業者
- b. 2以上の市町村の管轄区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う保安機関
- c. 権限移譲されていない市町村に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者
- d. 権限移譲されていない市町村に設置される貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備及び特定液化石油ガス設備工事

なお、振興局をまたがる場合は、主となる販売所等の所在地を管轄する振興局に提出してください。

又、既に振興局内の全ての市町村に権限委譲が完了している場合は、岐阜県消防課となります。

4. 申請書類等の提出部数

申請書類等は、原則として正副2部作成し、副本は振興局又は市町村の確認印(受理印)を受け、事業所で保管してください。なお、申請書類等によっては、副本の追加が必要となる場合もありますので、担当官に確認の上提出してください。

5. 申請書類等の提出に伴う一般的留意事項

- (1) 申請書類等の大きさは、原則としてA4（図面及び資料をA4の袋に入れるか又はA4に折りたたんでいる場合を含む。）とし、図面及び資料には記載事項に対応したインデックスによる整理番号を付けるなどして、判りやすくしてください。
- (2) 字句、数字等は明瞭に記載してください。
- (3) 提出書類の日付は、振興局又は市町村へ提出する日を記載してください。
- (4) 申請者が法人の場合で、支店長や出張所等現場の代表者に申請等の行為が委任されている場合は、その者に対する法人の代表者の委任状を添付してください。
- (5) 申請書類等の提出は、郵送でも構いません。なお、この場合、申請者等が確認印(受理印)を押した控えを希望する場合は、必要金額分の切手を貼った宛名明記の返信用封筒を同封してください。
- (6) 市町村によっては、既に独自の様式を定めている場合がありますので、担当官等に確認の上提出してください。
- (7) 申請手数料の納付方法は、市町村によって異なります。担当官等に確認の上納付してください。

6. 申請書類等の提出期限

申請書類等の提出期限は、下記のとおりです。

なお、「行為、工事の開始前」の目安としては、事務処理に要する日数を勘案し、15日前としてください。又、事業所等の所在地を管轄する振興局又は市町村以外に申請書を提出する場合は、経由期間として5日を加算してください。

(1) 販売事業の登録	行為の開始前
(2) 保安機関の認定	行為の開始前
(3) 保安機関の認定の更新	認定の満了する30日前まで (2ヶ月前から受付)
(4) 保安業務規程の認可、変更認可	行為の開始前
(5) 一般消費者等の数の増加の認可	行為の開始前
(6) 一般消費者等の数の減少の届出	事由が発生したその都度遅滞なく
(7) 液化石油ガス販売事業者の認定	行為の開始前
(8) 貯蔵施設等の許可、変更許可の申請	工事の開始前
(9) 完成検査の申請	使用開始前
(10) 保安検査の申請	保安検査証等の交付を受けた日から11 月を超えない日
(11) 業務主任者、同代理者選(解)任の届出	選(解)任があったその都度遅滞なく
(12) 液化石油ガス設備工事の届出	工事施行後遅滞なく
(13) 特定液化石油ガス設備工事事業の届出	事業開始の日から30日以内
(14) 事業の報告	事業年度経過後3月以内
(15) 変更届、軽微変更届、行政庁変更届、承継届	事由が発生したその都度遅滞なく
(16) 廃止の届出	廃止後遅滞なく